

山崎西中学校いじめ防止基本方針

宍粟市立山崎西中学校

1 山崎西中学校いじめ防止基本方針の策定

山崎西中学校では、本校教育目標の『知徳体の調和のとれた実働する心豊かな生徒の育成』の実現をめざしている。

そのために、全ての生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめを許さない」の学校をめざし、いじめの未然防止・いじめの早期発見・早期解決に取り組むために「山崎西中学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

3 校内いじめ問題対策委員会の設置

(1) 校内いじめ問題対策委員会の構成員

○校長、教頭、生徒指導担当者、学級・学年担任、養護教諭、スクールカウンセラー等

(2) 校内いじめ対策委員会の機能

- 校内いじめ防止基本方針の策定や見直し
- いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
- いじめに関する子ども、保護者、地域住民に対する意識啓発
- いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- いじめの情報や問題行動等に係わる情報の収集と記録
- いじめの情報やいじめが疑われる情報があったときの迅速な対応
- いじめの防止等についてPDCAサイクルによる検証・改善

4 いじめの未然防止

(1) 学級・集団づくり

- 「認め合い、高め合う集団」づくり
- 自他の命や人権を大切にし、お互いを思いやる集団づくり

(2) 学校づくり

- 道徳教育、人権教育を推進し、豊かな心を育む学校づくり
- 子どもの豊かな心を育むための教育が充実した学校づくり

(3) 教職員の資質向上

- 「いじめ対応マニュアル」を活用した校内研修・事例研修などによる教職員の対応能力の向上

5 早期発見・早期対応

(1) 教職員の対応能力の向上

(2) 日常的な実態把握のための取組

- 「学習日記」、「部活動日記」
- 「いじめアンケート」、「生活アンケート」

(3) 信頼関係の構築

○子ども、保護者が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくり

(4) 相談しやすい環境づくり

○情報提供した子どもがいじめを受けないような配慮

○保護者の心情を十分に理解した対応

○個人情報の取扱いに関する組織としてのルールづくり

(5) いじめへの組織的対応

○いじめを受けた又はいじめを知らせた子どもの安全確保

○校内組織で対応

○スクールカウンセラー等と連携した心のケア

○設置者への速やかな報告

(6) 子ども、保護者への対応

○いじめを受けている子ども及び保護者への支援

○いじめを行っている子どもへの指導及び保護者への助言

○警察との連携

○懲戒を加える際の配慮

(7) 周囲の子どもへの指導

○「いじめは決して許さない」という毅然とした指導

○「観衆」「傍観者」の存在に注意を払い、いじめを許容しない雰囲気が集団全体に形成されるように

6 インターネットやソーシャルメディア等によるいじめへの対応

(1) 情報モラルに関する教職員の指導力向上と生徒への啓発とルールづくり

(2) 保護者に対するインターネット利用に伴う危険性、健全な判断能力育成を図る責務を知らせる講演会・研修会の実施、啓発

7 重大事態への対処

(1) 学校及び設置者による調査の実施

○重大事態が発生した場合、直ちに設置者に相談・報告

(2) 子どもの安全確保

○子どもの被害を最小限に抑える。同種の事態の発生防止

(3) 子どもの学習権の確保

(4) 子どもの心のケア

○スクールカウンセラー等の活用

(5) 調査組織へ積極的に資料提供

(6) 子どもや保護者への説明と、外部への情報発信・報道対応

○教育委員会と連携し、正確で一貫した情報提供

(7) 再発防止策の実施

◎ 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法 第28条に規定）

①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 等

②いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。